

◎ハラスメントになり得る言動の例

次に示すような言動には、ハラスメントに該当する恐れがあります。

【セクシュアル・ハラスメント】

性的な言動	<ul style="list-style-type: none"> ○スリーサイズを聞くなど身体的特徴を話題にする。 ○卑猥な冗談を交わす。 ○体調が悪そうな女性に対して、生理や更年期を理由にして冷やかす。 ○性的な経験や性生活について質問する。 ○性的な噂を立てたり、性的なからかいの対象としたりする。 	
	<p>(主に職場で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヌードポスター等を職場に貼る。 ○雑誌等の卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。 ○身体を執拗に眺め回す。 ○食事やデートにしつこく誘う。 ○性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の電子メールを送ったりする。 ○身体に不必要に接触する。 	<p>(主に職場外で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○職場関係を利用して、性的な関係を強要する。 ○緊急用務以外で、執拗に自宅に電話する。 ○通勤時などの同行を強要する。
	<p>(主に職場で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」「女は職場の花でありさえすればいい」などと発言する。 ○「男の子、女の子」、「僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。 ○女性であるというだけで、お茶くみ、掃除、私用等を強要する。 	<p>(主に職場外で)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○カラオケでのデュエットを強要する。 ○酒席で、上司の側に座席を指定したり、お酌等を強要したりする。

【パワー・ハラスメント】

攻撃	<p>(暴言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「こんな間違いをするやつは死んでしまえ」、「おまえは給料泥棒だ」などと、指導レベルを超えた叱責をする。 ○「だからお前はダメなんだ」「お前のようなアホはいない」「お前の顔は見たくない」等と人格を否定する。 	<p>(執拗な非難)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一つの些細なミスを何度も非難する。 ○長時間大声でどなりつける。 <p>(威圧)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○椅子を蹴飛ばす、書類を投げつける。 ○長時間大声でどなりつける。(再掲) <p>(見せしめ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人前で大声で命令する。 ○職員室や執務室で声高に叱る。
	<p>(拒絶)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の者だけ声をかけない、役割を与えない等、組織から孤立させる。 ○校務を進めるにあたり、担当者を無視する。 	
	<p>(不適切評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人に対するマイナス評価を他の教職員や保護者に言いふらす。 	
否定	<p>(過度の要求)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校や職場の方針や共通理解した内容とは違う、独善的なやり方・考え方を教職員に無理矢理押し付ける。 ○合理性がないのに、理由も言わず要望や提案文書を握りつぶしたり、やり直しを何度も命じたり、故意に仕事の指示を変更する。 	
	<p>(公私混同)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私物の買い物や、校務とは関係のない雑用等を強要する。 	
	<p>(プライバシーの侵害)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的な理由がないにもかかわらず、一身上の問題など仕事以外のことに執拗に干渉する。 	
強要		

【その他のハラスメント】

<p>人間関係からの切り離し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の者だけ雑談の輪に加えさせない、業務上の資料や情報を与えない等、組織から孤立させる。 ○連絡事項等を、直接会話で伝えるのではなく、メモやメールなど書いたものだけで済ませる。 ○相手の発言を禁じ、意見に耳を貸さない。 ○同僚や後輩からの相談等を拒絶する。 	<p>業務に関連した個人攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新規採用者など経験の浅い職員に過大な業務を与えておいて、「こんなこともできないのか!」と罵倒する。 ○後輩の質問に対し、「言わなくても分かるでしょう?」等の悪意ある言葉でわざとあいまいに答える。 ○チームで行なった業務であるにもかかわらず、特定の個人だけを責め、相手の言い分に耳を貸さない。 ○同僚や後輩のミスに対し、ため息をつき、馬鹿にしたような態度を見せたり、繰り返し非難したりする。
<p>言葉や態度による人格攻撃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体的な特徴や障害をからかったり、その真似をしたりする。 	

被害者にもならないために、ハラスメントをなくすために、きちんと理解しておきましょう。

◎ハラスメントの種類

このリーフレットでは、
○セクシュアル・ハラスメント
○パワー・ハラスメント
○その他のハラスメント
の3つに分類しています。

【セクシュアル・ハラスメント】

相手に不快感を与える、性的な言動で、悪意がない場合でも、受け手や周囲の者が不快だと感じればセクシュアル・ハラスメントであり、同性間でも、セクシュアル・ハラスメントとなる場合がある。

【パワー・ハラスメント】

職務上の権限や地位等を背景にした、本来の校務や指導の範囲を超えて人格の否定や個人の尊厳を侵害する、一過性ではなく繰り返し行われる言動。

【その他のハラスメント】

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント以外の、言葉や態度によって行なわれるいじめや嫌がらせで、相手に精神的苦痛や不快感を与える可能性のある言動。

◎ハラスメントが起きてしまったら

ハラスメントが起きてしまったら、次のように対応しましょう。

【ハラスメントを見聞きした場合】

- 加害者とされる教職員に速やかに注意する。
- 被害者に積極的に声をかける。
- 必要な場合は、その状況を学校長や相談窓口等に相談する。

【ハラスメントを受けたと感じた場合】

- 所属長等管理職員や職場の同僚、知人等身近な信頼できる人に相談する。
- 職場内で解決することが困難な場合には、苦情相談制度を活用する。
- ハラスメントが発生した日時、内容等について具体的に記録しておく。

◎相談窓口

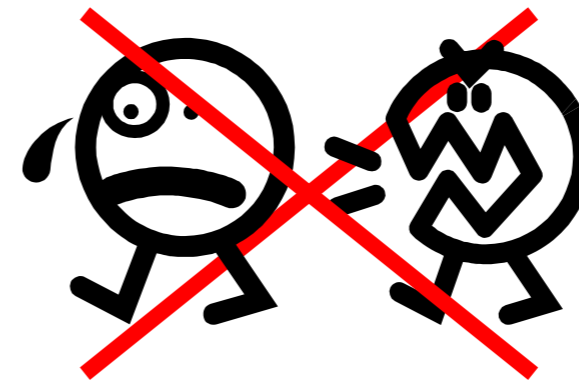
ハラスメントに関する相談に対応するため、次の相談先を設置しています。

- ①各学校長が決定する相談員
- ②県教育委員会義務教育課
054-221-3151
- ③県教育委員会高校教育課
054-221-3117
- ④県教育委員会特別支援教育課
054-221-3150
- ⑤静岡県教職員倫理ヘルプライン
054-221-2842 (FAX兼用)
kyoiku-tuho@pref.shizuoka.lg.jp

●お問い合わせは

静岡県教育委員会 教育総務課
〒432-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
☎054-221-3103

ハラスメントを
「しない」
「されない」
「させない」
ために



平成27年4月

静岡県教育委員会

ハラスメントの加害者にも
そして、自分の職場から
ハラスメントについて、

◎「ハラスメント」とは？

ハラスメントとは、「人権意識の欠如により発生する、いじめや嫌がらせ」のことで、発生の未然防止には、次のような点を正しく理解しておく必要があります。

【ハラスメントをしないために】

- ハラスメントか否かは、相手の判断であること。
- 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。
- 相手からいつも明確な拒否の意思表示があるとは限らないこと。

【ハラスメントを発生させないために】

- ハラスメントをしている側に、「自分がハラスメントをしている」という自覚がない場合があること。
- 職場だけでなく、職場の人間関係がそのまま持続する酒席などの勤務時外においても、ハラスメントが起こることがあると自覚すること。
- 職員間だけでなく、保護者や地域の方などとの関係においても、ハラスメントが起こることがあると自覚すること。